

農林水産省補助事業

台湾

包装食品栄養表示に関する順守事項

【2022年6月23日公布、2024年7月1日施行版】

(仮訳)

2022年9月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

農林水産・食品部 農林水産・食品市場開拓課

本資料は、台湾衛生福利部食品藥物管理署により2022年6月23日に公布された「修正『包装食品營養標示應遵行事項』部分規定」（2024年7月1日施行）をジェットロが仮訳したものです。

ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

<https://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?cid=3&id=28026>

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

お役立ち度アンケートへのご協力をお願い

ジェトロでは、日本産食品輸出の参考とすることを目的に本調査を実施しました。
ぜひお役立ち度アンケートにご協力をお願いいたします。

◆本調査のお役立ち度（必須）

役に立った まあ役に立った あまり役に立たなかった 役に立たなかった
その理由をご記入ください。

◆本調査をご覧になり、実際にビジネスにつながった例がありましたらご記入ください。（任意）

◆今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。（任意）

◆貴社・団体名（任意）

◆お名前（任意）

◆メールアドレス（任意）

◆企業規模（必須） 大企業 中小企業 その他

FAX送信先：03-3505-6579 ジェトロ農林水産・食品市場開拓課宛

本アンケートはインターネットでもご回答頂けます

(https://www.jetro.go.jp/form5/pub/aff/tw_nutrition)

※お客様の個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップ、今後の調査テーマ選定などの参考のために利用いたします。

【調査名：台湾 包装食品栄養表示に関する順守事項【2022年6月23日公布、2024年7月1日施行版】（仮訳）】

「包装食品栄養表示に関する順守事項」一部改訂の公告

【公布日：2022-06-23】

規定の文章の意味をより明確にし、かつ実務状況に適合させ、事業者が栄養表示制度をより確実に実行できるようにするため、衛生福利部は「包装食品栄養表示に関する順守事項」の一部改訂を公告する。改訂の重点を次のとおり説明する。

1. 栄養強調表示の定義を改める。
2. 錠剤およびカプセル状の食品の栄養表示の単位に個、粒、錠を加える。
3. アミノ酸の単位をグラムまたはミリグラム表示とし、ビタミンおよびミネラルの表示方法、水で戻す製品の表示方法を改める。
4. 栄養表示を食品単位当たりおよび「100グラム（またはミリリットル）当たり」の単位で表示する一貫性のある規定を加える。
5. 熱量および栄養成分を「0」と表示することができる規定を改める。
6. 錠剤、カプセル状の食品の数値表示方法を加え、かつ熱量または栄養成分の表示値の表示方法を改める。

このほか、登録に関して検査が必要な製品が調整に応じる時間を要することを考慮し、この順守事項の施行日を2024年7月1日とする。規定に基づく表示をしない場合、食品安全衛生管理法規定違反により3万元以上300万元以下の罰金が科される。表示が事実と異なる場合、4万元以上400万元以下の罰金が科される。公告は衛生福利部食品薬物管理署ウェブサイト (<http://www.fda.gov.tw>)の「公告情報」の「本署公告」から検索できる。

衛生福利部公告

2022年6月23日

衛授食字第 1111301261号

主旨：「包装食品栄養表示に関する順守事項」の一部規定を改訂し、2024年7月1日に施行する。

根拠：食品安全衛生管理法第22条第3項

公告事項：「包装食品栄養表示に関する順守事項」の一部規定の改訂

部長 陳時中

包装食品栄養表示に関する順守事項の一部規定の改訂

【訳注】赤字部分が2022年6月23日公布、2024年7月1日施行の一部規程の改訂箇所。
それ以外の黒字部分は、2021年4月27日公布・施行版を踏襲している。

第一章 総則

- 一、この順守事項は食品安全衛生管理法（以下、「食安法」という）第22条第3項の規定に基づき定めるものである。
- 二、この順守事項における用語の定義は次のとおりとする。
 - (一) トランス脂肪（酸）：食品中の非共役型トランス脂肪（酸）の総和をいう。
 - (二) 炭水化物：総炭水化物をいう。
 - (三) 糖類：単糖類と二糖類の総和をいう。
 - (四) 食物繊維：人体の小腸で消化、吸収できない3個以上の単糖が結合した可食炭水化物およびリグニンをいう。
 - (五) 栄養強調表示：何らかの説明、隠喩表現または示唆によって当該食品が特定の熱量または栄養成分を有するまたは有しない性質を表示することをいう。
- 三、包装食品の栄養表示方法は、容器包装の表面の見やすい場所に表の形式で上から下へ順に次の文字または内容量を表示しなければならない。
 - (一) 「栄養表示」の表題
 - (二) 食品単位当たり（または1食分当たり、1個当たり）〇グラム（またはミリリットル、個、粒、錠）、本包装〇個入り。
 - (三) 「1個当たり（もしくは食品単位当たり、1食分当たり）」「100グラム（もしくはミリリットル）当たり」または「1個当たり（もしくは食品単位当たり、1食分当たり）」「1日当たりの摂取目安量に占める割合」
 - (四) 熱量
 - (五) タンパク質含有量
 - (六) 脂質、飽和脂肪（または飽和脂肪酸）、トランス脂肪（またはトランス脂肪酸）含有量
 - (七) 炭水化物、糖類含有量
 - (八) ナトリウム含有量

(九) 前条の栄養強調表示の定義に合致する栄養成分含有量、「包装食品栄養強調表示順守事項」で定められた強調表示する栄養成分の含有量、メーカーが任意表示するその他の栄養成分の含有量。

栄養強調表示または任意表示の項目が各種食物繊維または総食物繊維、各種糖類または糖アルコールである場合、炭水化物の内訳として糖類の後に表示することができる。コレステロールまたはその他の脂肪酸は脂質の内訳としてトランス脂肪（酸）の後に表示することができる。アミノ酸はタンパク質の内訳とすることができる。

表全体を縦に表示できない場合、分割して横に表の続きを表示することができる。

複数の包装食品または味に同一の栄養表示を使用する場合、組み合わせて並列する方式で表示することができる。

総表面積が100平方センチメートル未満の包装食品は横に並べて第1項の各号の順に表示することができる。

四. 包装食品の熱量および栄養成分含有量は数値をアラビア数字で表示しなければならない。第2項の規定のほか、次に掲げる規定のいずれかに基づき表示しなければならない。

(一) 「食品単位当たり（または1食分当たり、1個当たり）」および「100グラム（またはミリリットル）当たり」で表示し、かつその製品1包装に含まれる個数を注記する。

(二) 「食品単位当たり（または1包装当たり、1食分当たり）」およびそれが提供する「1日当たりの摂取目安量に占める割合」で表示し、かつ製品の1包装に含まれる個数を注記する。1日当たりの摂取目安量が設定されている栄養成分については、表示する各栄養成分の1日当たりの摂取目安量を別途明記しなければならない（総表面積が100平方センチメートル未満の包装食品を除く）。1日当たりの摂取目安量が設定されていない栄養成分については、1日当たりの摂取目安量に占める割合の欄に「*」の記号で注記し、かつ「*摂取目安量未設定」の文言を明記しなければならない。

1歳未満の乳児用の食品は、前項第1号の様式で表示しなければならない。食品形態が錠剤、カプセル状（キャンディー類の食品を除く）である場合、前項第2号の様式で表示しなければならない。

五. 包装食品の各種製品1単位当たりの重量（または容量）は、国民の食習慣および市販されている包装食品の一般的な1回あたりの摂取量を考慮しなければならない。食品形態が錠剤、カプセル状（キャンディー類の食品を除く）である場合、推奨摂取量（整数でなければならない）を1食分として表示しなければならない。

六. 包装食品の栄養表示の単位は、次に掲げる規定に基づき表示しなければならない。

(一) 栄養表示における「食品単位当たり」の単位は、製品が固体（半固体）の場合、グラム

またはgで表示する。液体の場合、ミリリットル、mLまたはmlで表示する。錠剤、カプセル状（キャンディー類食品を除く）の場合、グラム、g、個、粒、または錠で表示する。

（二）熱量はキロカロリー、Kcalまたはkcalで表示する。

（三）タンパク質、脂質、飽和脂肪（酸）、トランス脂肪（酸）、一価不飽和脂肪（酸）および多価不飽和脂肪（酸）の総量、炭水化物、糖類、食物繊維はグラムまたはgで表示する。

（四）ナトリウム、コレステロールはミリグラムまたはmgで表示する。

（五）アミノ酸はグラムもしくはg、またはミリグラムもしくはmgで表示する。

（六）ビタミン、ミネラルの名称および単位の表示は付表1の規定に基づき処理しなければならない。

（七）その他の栄養成分は汎用単位で表示する。

栄養表示は第4条第1項第1号の規定に基づき記載されている場合、食品単位当たりの単位は「100グラム（またはミリリットル）当たり」の単位と一致させなければならない。

水で戻して食す製品は、第1項第1号の単位が水で戻す前の固体（半固体）または水で戻した後の液体の規定に基づき表示することができる。ただし、表示に栄養強調表示がある場合、栄養強調表示に採用された測定基準値を適用規定とし、認定しなければならない。水で戻す方法は包装に明記しなければならない。

七. 包装食品の1日当たりの熱量および各栄養成分の摂取目安量は、付表1の規定に基づき表示しなければならない。

八. 包装食品の栄養表示の熱量、タンパク質、脂質、炭水化物、ナトリウム、飽和脂肪（酸）、トランス脂肪（酸）、糖類含有量が付表2の条件に適合する場合、「0」と表示することができる。タンパク質、脂質または炭水化物の内訳の各栄養成分が実際の含有量を「0」と表示できない場合、そのタンパク質、脂質または炭水化物も「0」と表示することはできない。

九. 包装食品の栄養表示のデータの端数処理方式は、次に掲げる規定に基づき処理しなければならない。

（一）食品単位当たり、個数、1日当たりの摂取目安量に占める割合は、整数または小数第1位まで表示する。食品形態が錠剤、カプセル状（キャンディー類食品を除く）であり、食品単位が個、粒または錠を単位とする場合、整数で表示する。

（二）食品単位当たりの重量（または容量）がデータを端数処理して小数第1位まで表示しても数値を示すことができないときは、小数第2位まで表示することができる。

（三）詰め合わせ販売でなく、かつ重量を一定にできない製品は、個数の数値を調整して整数にした後、「約」をつけて表示することができる。

（四）熱量、タンパク質、アミノ酸、脂質、脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖類、ナト

リウム、食物繊維およびその他任意表示項目は、整数または小数第1位まで表示することを原則とする。

(五) ビタミン、ミネラルは有効数字3桁を超えないことを原則とする。

(六) データ端数処理方式は中華民国国家標準CNS2925「極限值を規定する有効桁数指示法」の規定または四捨五入法を参考にしなければならない。

十. 包装食品の各栄養成分の表示値を求める方法は、検査分析または計算によって実際のニーズに応じて求めることができる。表示値の許容誤差の範囲は付表3の規定に適合させなければならない。食品の特定栄養成分含有量はその特性により時とともに変化する場合は、特定栄養成分含有量の実際の減少状況を注記表示することができる。

十一. 包装食品の栄養表示の熱量は次に掲げる規定に基づき計算しなければならない。

(一) タンパク質の熱量は、1グラム当たり4キロカロリーとして計算する。

(二) 脂質の熱量は、1グラム当たり9キロカロリーとして計算する。

(三) 炭水化物の熱量は、1グラム当たり4キロカロリーとして計算する。ただし、食物繊維の表示を追加する場合、その食物繊維の熱量は1グラム当たり2キロカロリーとして計算する。

(四) エリスリトールの熱量は0キロカロリーとして計算し、その他の糖アルコールの熱量は1グラム当たり2.4キロカロリーとして計算する。有機酸の熱量は1グラム当たり3キロカロリーとして計算する。アルコール（エチルアルコール）の熱量は1グラム当たり7キロカロリーとして計算する。また糖アルコール含有量の表示は栄養表示の様式の中に表示し、有機酸およびアルコール（エチルアルコール）の含有量は栄養表示の様式の外の見やすい場所に明記しなければならない。

(五) 1個当たりの熱量の計算方式は、100グラム（もしくはミリリットル）当たりの熱量を用いて計算し、または100グラム（もしくはミリリットル）当たりのタンパク質、脂質および炭水化物の含有量を用いて1個当たりの含有量を計算した後、第1号から前号の計算方式で1個当たりの熱量を換算することができる。

十二. ビタミン、ミネラルなどの錠剤、カプセル状の包装食品はこの規定を適用しない。

第二章 乳児および乳児後期用調合食品栄養表示

十三. 乳児および乳児後期用調合食品の栄養表示の項目は、包装または容器の表面の見やすい場所に表の方式で上から下へ順に次の文字または内容量を表示しなければならない。

(一) 乳児用調合食品および特殊医療用途乳児用調合食品

1. 「栄養表示」の表題
2. 「100グラム（またはキロカロリー）当たり」「100ミリリットル当たり」
3. 熱量
4. タンパク質含有量
5. 脂質、飽和脂肪（酸）、トランス脂肪（酸）、リノール酸、 α -リノレン酸含有量
6. 炭水化物、糖類含有量
7. ナトリウム含有量
8. 水分量
9. 付表4に掲げられたビタミンの含有量
10. コリン含有量
11. イノシトール含有量
12. L-カルニチン含有量
13. 灰分含有量
14. 付表4に掲げられたミネラル（ナトリウムを除く）の含有量
15. メーカーが任意表示するその他の栄養成分の含有量

メーカーの任意表示のビタミンまたはミネラルは付表4に掲げられたビタミン含有量またはミネラル（ナトリウムを除く）含有量の内訳として表示することができる。

(二) 乳児後期用調合補助食品

1. 「栄養表示」の表題
2. 「100グラム（またはキロカロリー）当たり」「100ミリリットル当たり」
3. 熱量
4. タンパク質含有量
5. 脂質、飽和脂肪（酸）、トランス脂肪（酸）、リノール酸含有量
6. 炭水化物、糖類含有量
7. ナトリウム含有量
8. 水分量
9. 付表4に掲げられたビタミンの含有量
10. 灰分含有量
11. 付表4に掲げられたミネラル（ナトリウム、銅、マンガン、セレンを除く）の含有量
12. メーカーが任意表示するその他の栄養成分の含有量

メーカーの任意表示のビタミンまたはミネラルは付表4に掲げられたビタミン含有量またはミネラル（ナトリウム、銅、マンガン、セレンを除く）含有量の内訳として表示する

ことができる。

十四．乳児および乳児後期用調合食品の栄養表示の単位は、次に掲げる規定に基づき表示しなければならない。

(一) 熱量はキロカロリー、Kcalまたはkcalで表示する。

(二) タンパク質、脂質、飽和脂肪（酸）、トランス脂肪（酸）、炭水化物、糖類、食物繊維、水分、灰分はグラムまたはgで表示する。

(三) 脂肪酸の総量はグラムもしくはミリグラム、またはgもしくはmgで表示する。

(四) ナトリウム、コレステロール、アミノ酸、コリン、イノシトール、L-カルニチンはミリグラムまたはmgで表示する。

(五) ビタミン、ミネラルの単位は付表1の規定に基づき表示する。ナイアシンのみはミリグラムまたはmgで表示し、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンB6はマイクログラムまたはμgで表示する。

(六) その他の栄養成分は汎用単位で表示する。

十五．乳児および乳児後期用調合食品の栄養成分表示値の許容誤差の範囲は付表4の規定に適合させなければならない。

第三章 特定疾患用調合食品の栄養表示

十六．特定疾患用調合食品の栄養表示項目は、包装または容器の表面の見やすい場所に表の方式で上から下へ順に次の文字または内容量を表示しなければならない。

(一) 栄養バランスのとれた完全調合食品、栄養調整完全調合食品および栄養調整補充調合食品

1. 「栄養表示」の表題

2. 食品単位当たり（または1食分当たり、1個当たり）〇グラム（またはミリリットル）、本包装〇個入り。

3. 「1個当たり（または食品単位当たり、1食分当たり）」 「100グラム（またはミリリットル）当たり」

4. 熱量

5. タンパク質含有量

6. 脂質、飽和脂肪（酸）、トランス脂肪（酸）含有量

7. 炭水化物、糖類、食物繊維含有量

8. ナトリウム含有量

9.その他食安法第22条第1項第10号に定める特定疾患調合食品が表示事項に追加しなければならない栄養成分含有量。そのうち、乳糖は炭水化物の内訳として糖類の後に表示することができる。

10.第2条の栄養強調表示の定義に合致する栄養成分含有量、「包装食品栄養強調表示に関する順守事項」に定められた強調表示する栄養成分の含有量、メーカーが任意表示するその他の栄養成分の含有量。

メーカーの任意表示ビタミンまたはミネラルはこの公告が指定する表示しなければならないビタミン含有量またはミネラル（ナトリウムを除く）含有量の内訳とすることができる。

(二) 特殊成分調合食品

1. 「栄養表示」の表題

2.食品単位当たり（または1食分当たり、1個当たり）〇グラム（またはミリリットル）、本包装〇個入り

3.「1個当たり（または食品単位当たり、1食分当たり）」「100グラム（またはミリリットル）当たり」

4.熱量

5.タンパク質含有量

6.脂質、飽和脂肪（酸）、トランス脂肪（酸）含有量

7.炭水化物、糖類含有量

8.ナトリウム含有量

9.強化された栄養成分の含有量

10.第2条の栄養強調表示の定義に合致する栄養成分含有量、「包装食品栄養強調表示に関する順守事項」に定められた強調表示する栄養成分の含有量、メーカーが任意表示するその他の栄養成分の含有量。

十七. 特定疾患用調合食品の栄養表示の単位は、次に掲げる規定に基づき表示しなければならない。

(一) 固体（半固体）はグラムまたはgで表示し、液体はミリリットル、mLまたはmlで表示する。

(二) 熱量はキロカロリー、Kcalまたはkcalで表示する。

(三) タンパク質、脂質、飽和脂肪（酸）、トランス脂肪（酸）、炭水化物、糖類、乳糖、食物繊維はグラムまたはgで表示する。

(四) アミノ酸、脂肪酸の総量はグラムもしくはミリグラム、またはgもしくはmgで表示す

る。

(五) ナトリウム、コレステロールはミリグラムまたはmgで表示する。

(六) ビタミン、ミネラルの単位は付表1の規定に基づき表示する。

(七) その他の栄養成分は汎用単位で表示する。

十八. 特定疾患用調合食品の栄養成分表示値の許容誤差の範囲は付表5の規定に適合させなければならない。

付表1

1日当たりの熱量および各栄養成分の摂取目安量

項目 \ 適用対象	4歳以上	1歳～3歳	妊婦・授乳婦
熱量	2000 キロカロリー	1200 キロカロリー	2200 キロカロリー
タンパク質	60 グラム	20 グラム	65 グラム
脂質	60 グラム	*	65 グラム
炭水化物	300 グラム	*	330 グラム
ナトリウム	2000 ミリグラム	1200 ミリグラム	2000 ミリグラム
飽和脂肪	18 グラム	*	18 グラム
コレステロール	300 ミリグラム	*	300 ミリグラム
食物繊維	25 グラム	15 グラム	30 グラム
ビタミンA ⁽¹⁾	700 マイクログラム RE	400 マイクログラム RE	600 マイクログラム RE
ビタミンB1	1.4 ミリグラム	0.6 ミリグラム	1.1 ミリグラム
ビタミンB2	1.6 ミリグラム	0.7 ミリグラム	1.2 ミリグラム
ビタミンB6	1.6 ミリグラム	0.5 ミリグラム	1.9 ミリグラム
ビタミンB12	2.4 マイクログラム	0.9 マイクログラム	2.6 マイクログラム
ビタミンC	100 ミリグラム	40 ミリグラム	110 ミリグラム
ビタミンD	10 マイクログラム	5 マイクログラム	10 マイクログラム
ビタミンE ⁽²⁾	13 ミリグラム α -TE	5 ミリグラム α -TE	14 ミリグラム α -TE
ビタミンK	120 マイクログラム	30 マイクログラム	90 マイクログラム
ナイアシン ⁽³⁾	18 ミリグラム NE	9 ミリグラム NE	16 ミリグラム NE
葉酸	400 マイクログラム	170 マイクログラム	600 マイクログラム
パントテン酸	5 ミリグラム	2 ミリグラム	6 ミリグラム
ビオチン	30 マイクログラム	9 マイクログラム	30 マイクログラム
コリン	500 ミリグラム	180 ミリグラム	410 ミリグラム
カルシウム	1200 ミリグラム	500 ミリグラム	1000 ミリグラム
リン	1000 ミリグラム	400 ミリグラム	800 ミリグラム
鉄	15 ミリグラム	10 ミリグラム	45 ミリグラム

項目 \ 適用対象	4歳以上	1歳～3歳	妊婦・授乳婦
ヨウ素	140 マイクログラム	65 マイクログラム	200 マイクログラム
マグネシウム	390 ミリグラム	80 ミリグラム	355 ミリグラム
亜鉛	15 ミリグラム	5 ミリグラム	15 ミリグラム
フッ素	3 ミリグラム	0.7 ミリグラム	3 ミリグラム
セレン	55 マイクログラム	20 マイクログラム	60 マイクログラム

* 摂取目安量未設定

注1：RE (Retinol Equivalent)とはレチノール当量である。

1 μg RE=1 μg レチノール(Retinol)=6 μg β -カロテン (β -Carotene)

注2： α -TE (α -Tocopherol Equivalent)とはトコフェロール当量である。

1 mg α -TE =1 mg α -Tocopherol

注3：NE (Niacin Equivalent)とはナイアシン当量である。

ナイアシンはニコチン酸、ニコチンアミドおよびニコチンアミドの前駆体であるトリプトファン(tryptophan)を含み、ナイアシン当量として表示する。1 mg NE = 60 mg tryptophan

注4：グラムはg、ミリグラムはmg、マイクログラムは μg で表示することができる。

付表2

熱量および栄養成分を「0」とすることができる条件

項目	1個当たりおよび100グラム（またはミリリットル）当たり
熱量	4キロカロリーを超えず、かつ炭水化物、糖類、タンパク質、脂質、トランス脂肪、飽和脂肪の含有量がすべて「0」と表示する条件に適合していること
タンパク質	当該栄養素の量が 0.5 グラムを超えないこと
脂質	
炭水化物	
ナトリウム	5 ミリグラムを超えないこと
飽和脂肪	0.1 グラムを超えないこと
トランス脂肪	総脂肪が 1.0 グラムを超えないこと、またはトランス脂肪が 0.3 グラムを超えないこと
糖類	0.5 グラムを超えないこと

注1：乳児および乳児後期用調合食品の表示は「100グラム（またはキロカロリー）」当たりおよび「100ミリリットル当たり」を同時に記載する場合、100グラム（またはキロカロリー）当たりおよび100ミリリットル当たりの数値がすべてこの表の条件に適合して初めて「0」と表示することができる。

注2：熱量および栄養成分を「0」と表示する条件は、この順守事項第10条表示値の許容誤差の範囲の規定を適用しない。

付表3

栄養成分表示値の許容誤差の範囲

項 目	許容誤差の範囲
タンパク質、炭水化物	表示値の 80%~120% (食品形態がカプセル状、錠剤の場合 ≤ 表示値の120%)
熱量、脂質、飽和脂肪、トランス脂肪、コレステロール、ナトリウム、糖類	≤ 表示値の 120%
アミノ酸 ビタミン (ビタミン A ビタミン D を除く) ミネラル (ナトリウムを除く) 食物繊維 その他任意表示の栄養成分	≥ 表示値の 80%
ビタミンA、ビタミンD	表示値の 80%~180%

付表4

乳児および乳児後期用調合食品の栄養表示値の許容誤差の範囲

項目	許容誤差の範囲	備考	
タンパク質、炭水化物、熱量、脂質、水分†、灰分	表示値の 80%~120%	†粉状食品の水分量の許容誤差の範囲は表示値の 120%より小さいかまたは等しくなければならない。	
飽和脂肪、トランス脂肪、コレステロール、糖類	≦ 表示値の 120%		
ビタミン	ビタミンA、ビタミンD、 ビタミンE、ビタミンK		表示値の 80%~180%
	ビタミンB1、ビタミンB2、 ナイアシン、ビタミンB6		表示値の 80%~250%
	ビタミンC、ビタミンB12、葉酸、 パントテン酸、ビオチン		表示値の 80%~300%
ミネラル	ナトリウム、カリウム、塩素、 カルシウム、リン、マグネシウム		表示値の 80%~150%
	鉄、亜鉛、銅、マンガン、セレン、 ヨウ素		表示値の 80%~200%
アミノ酸、多価／一価不飽和脂肪、 食物繊維、コリン、イノシトール、 L-カルニチン	表示値の 80%~300%		
その他の栄養成分	≧ 表示値の 80%		許容誤差の範囲の上限値はメーカーが設定した栄養成分規格の上限値を超過してはならない。

付表5

特定疾患用調合食品の栄養表示値の許容誤差の範囲

項目	許容誤差の範囲
タンパク質、炭水化物、熱量、脂質	表示値の 80%~120%
飽和脂肪、トランス脂肪、コレステロール、ナトリウム、糖類、乳糖	≦ 表示値の 120%
アミノ酸 多価／一価不飽和脂肪 ビタミン（ビタミンA、ビタミンDを除く） ミネラル（ナトリウムを除く） 食物繊維	≧ 表示値の 80%
ビタミンA、ビタミンD	表示値の 80%~180%
その他の栄養成分	≧ 表示値の 80%

台湾 包装食品栄養表示に関する順守事項

【2022年6月23日公布、2024年7月1日施行版】（仮訳）

2022年9月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ） 農林水産・食品部 農林水産・食品市場開拓課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

Tel. 03-3582-5186

禁無断転載